

令和6年度 設楽町第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

2 計画の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、設楽町内全域とする。

4 現状

(1) 生息環境と土地の利用状況

ニホンザルの生息地の大部分は森林であるため、町内の森林（国有林・民有林）の内訳を表1に示す。

町内における民有林では、スギ、ヒノキ等の人工林の占める割合が高く、広葉樹等の天然林は16.46%と低い。

設楽地区における神田平山地域・田口地域・清嶺地域は山あいの集落、いわゆる「里山」が点在している。

里山では広葉樹林が存在し、農地は谷間を開墾したものや山腹の緩斜面を利用したものが多く、このため居住場所等となる森林と農地とが近い位置にあり、ニホンザルの被害を受けやすい形態をしている。したがって、これらの地域はニホンザルの住みやすい地域であると考えられる。

反対に設楽地区の名倉地域及び津具地区は、町内でも標高の高い田園地域で、森林は人工林が多く植栽されている。これらの場所はニホンザルの居住場所等となる山林と農地との距離があるため、ニホンザルによる被害を受けにくい形態をしており、年に1～2件の目撃はあっても離れザルの情報が多い。

これらのことから、設楽町はニホンザルの生息分布域内にあるが、ニホンザルの住みやすい地域と住みにくい地域とに分類ができる。

近年、全国的に里山での過疎化及び農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地の増加が報告されている。耕作放棄地の増加は、ニホンザルの個体数増加及び分布域拡大を助長するものであるため、ニホンザルによる農作物被害を増加させている要因であると考えられる。

表1 林種別森林等面積

(単位：ha)

計画区域	森林面積	国有林 総数	民有林 総数		民有林立木地			
					針葉樹		広葉樹	
設楽地区	24,846	5,634	19,212	100.00%	15,858	82.54%	3,162	16.46%
津具地区								
合計								

計画区域	民有林立木地以外						民有林立木地（再掲）			
	竹林		無立木地		対象外森林		人工林		天然林	
設楽地区	15	0.08%	176	0.91%	1	0.01%	15,570	81.87%	3,448	18.13%
津具地区										
合計										

(出典)「2020年度愛知県林業統計書」(2021年12月、愛知県)

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のニホンザルの分布域は、図1のとおり。設楽町内は全域が生息域である。

ニホンザルは基本的に群れ単位で行動する動物であるため、群れごとの管理方針を決定していくことが望ましい。愛知県が実施したアンケート調査及び聞き取り調査の結果は図2のとおりで、設楽町は全域が生息域とされるが、南部地域（神田平山地域・清嶺地域）に群れが分布しているとされている。

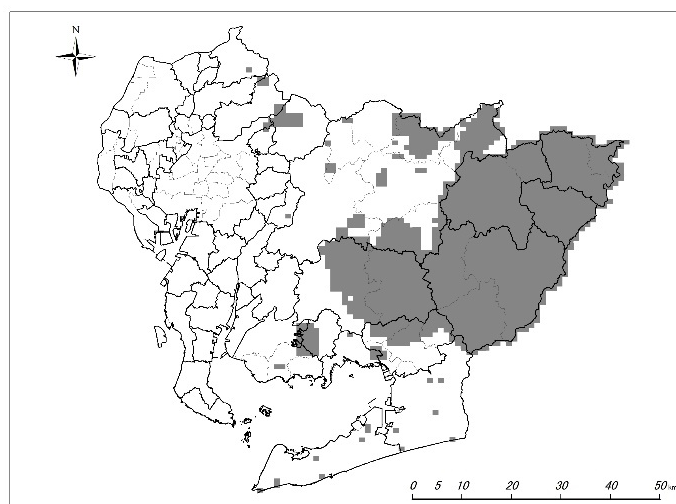


図1 愛知県における分布域 (R2年度)

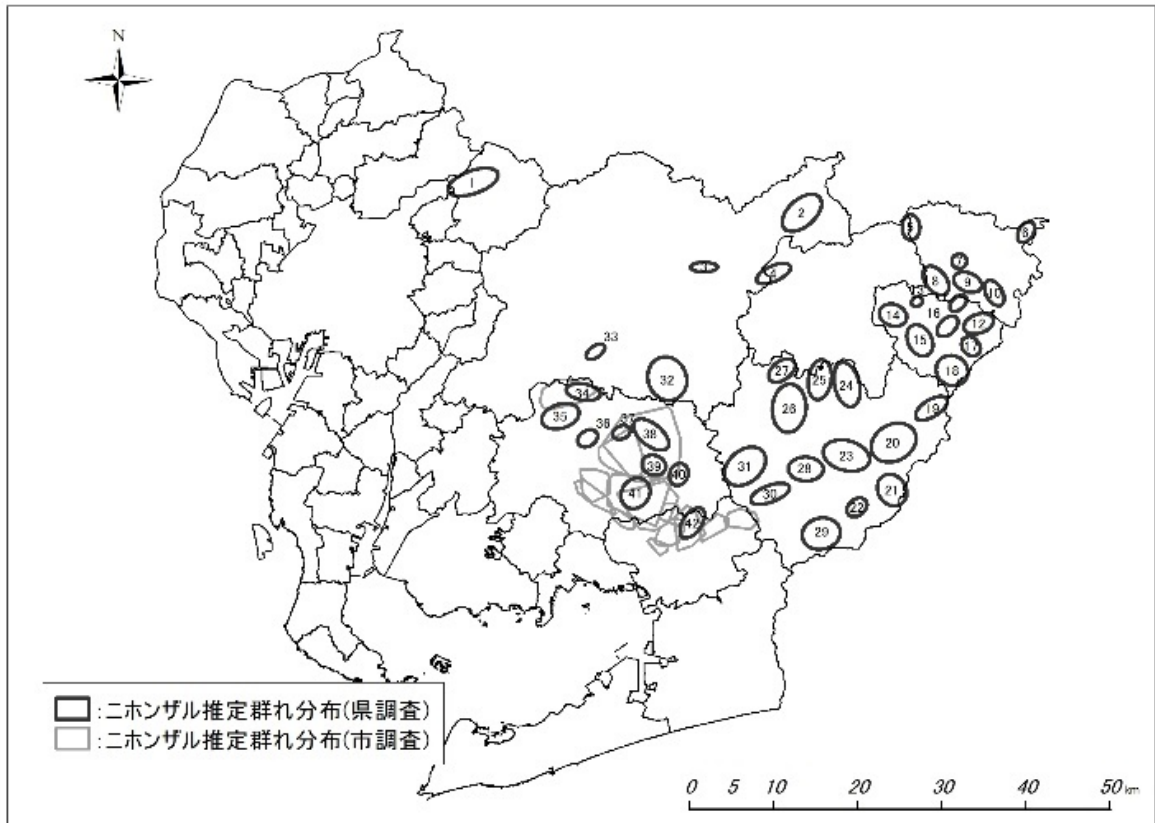


図2 愛知県における群れの推定分布図（R2年度）

設楽町においても、ニホンザルの群れは原則として隣接して分布するため、現在群れが確認されている地域以外にも群れが分布している可能性がある。

（3）被害の状況

ア 被害状況

町内における令和2年度から令和4年度までの農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況を表2に示す。

被害面積は全体で1.1ha～1.2ha、被害量は1.1t～1.3t、金額は197千円～206千円であり、横ばい状態である。

主な被害作物は、野菜である。

山里においては、①農作物等の収穫物被害が個数単位、②一旦収穫した収穫物を軒先等で保管中での被害、③軒先の洗濯物を汚されるなど一般生活における被害など、上述の実施要綱調査対象外の被害など数値として把握できない部分がある。

したがって、実際はこれらの数値以上の被害があり、その他にも面積・量・金額に換算できない被害があると考えられる。

表2 設楽町における被害の状況

	R2 年度			R3 年度			R4 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
設楽地区 津具地区 合計	1.2	1.0	197	1.2	1.1	202	1.2	1.0	206

(出典) 農作物有害動植物防除実施要綱に基づく鳥獣類による農作物の被害状況
(年度内の被害状況を翌年度にとりまとめて愛知県へ報告のため出典は令和4年度まで)

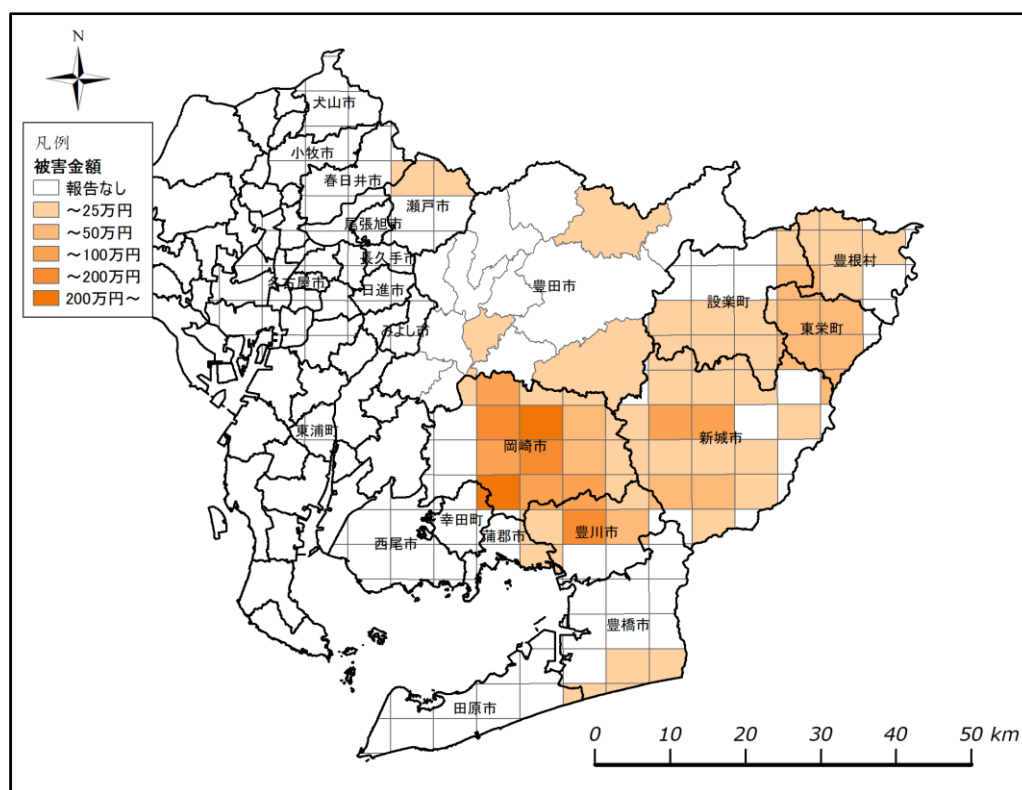


図3 愛知県における農業被害額 (R3 年度)

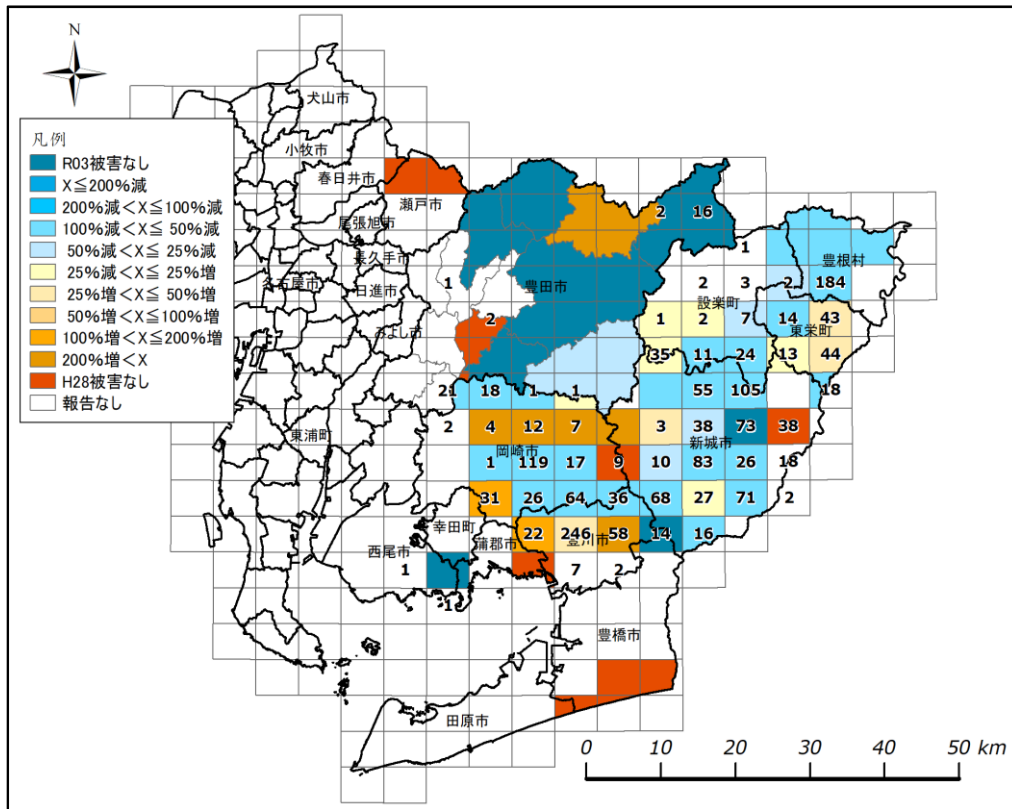


図4 愛知県における農業被害額の変化 (H29→R3 年度)

イ 加害レベルについて

群れで行動するニホンザルは、群れごとに個体数や加害の程度が異なるという特性を持つため、管理を行ううえで「加害レベル」という概念が示されている。

加害レベルとは、群れの出没頻度及び人への反応等の各指標を数値化し、その合算値をレベル判定表に照らし合わせ、群れの害性の度合を6段階で評価するものである。加害レベルの考え方及び判定表は表2のとおり。

表2 ニホンザルの加害レベルに係る考え方について

レベル	群れの出没頻度、出没規模、被害内容
0	サルの群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	サルの群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	サルの群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	サルの群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
4	サルの群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
5	サルの群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。人馴れが進んでいるため被害防除対策の効果が少ない。

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成27）年度）」

ポイント	出没頻度	平均的な 出没規模	人への反応	集落への 加害状況	生活被害
0	山奥にいるため みかけない	群れは山から出 てこない	遠くにいるも、 人の姿を見るだ けで逃げる	被害集落はない	被害なし
1	季節的にみかけ るときがある	2,3頭程度の出没 が多い	遠くにいるも、 人が近づくと逃 げる	軽微な被害を受 けている集落 がある	宅地周辺でみか ける
2	通年、週に1回程 度どこかの集落 でみかける	10頭未満の出没 が多い	遠くにいる場合 逃げないが、 20m以内までは近 づけない	大きな被害を受 けている集落が ある	庭先に来る、屋 根に登る
3	通年、週に2,3回 近くどこかの集 落でみかける	10～20頭程度の 出没が多い	群れの中に、20m まで近づいても 逃げないサルが いる	甚大な被害を受 けている集落 がある	器物を損壊する
4	通年、ほぼ毎日 どこかの集落で みかける	20頭以上の出没 が多い	追い払っても逃 げない、または 人に近づいて威 嚇するサルが いる	甚大な被害を受 けている集落 が3集落以上ある	住居侵入が常態 化

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成27）年度）」

加害レベル	合計ポイント
0	0
1	1-2
2	3-7
3	8-12
4	13-17
5	18-20

出典：環境省「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・2015（平成27）年度）」

（４）対策の実施状況と評価

設楽町では、群れの詳細な分布状況及び加害レベルを特定できていない。愛知県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル管理）では、被害の状況等から、設楽町では加害レベル2～3と推定されている。

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和3年度の捕獲分布図は以下のとおり。

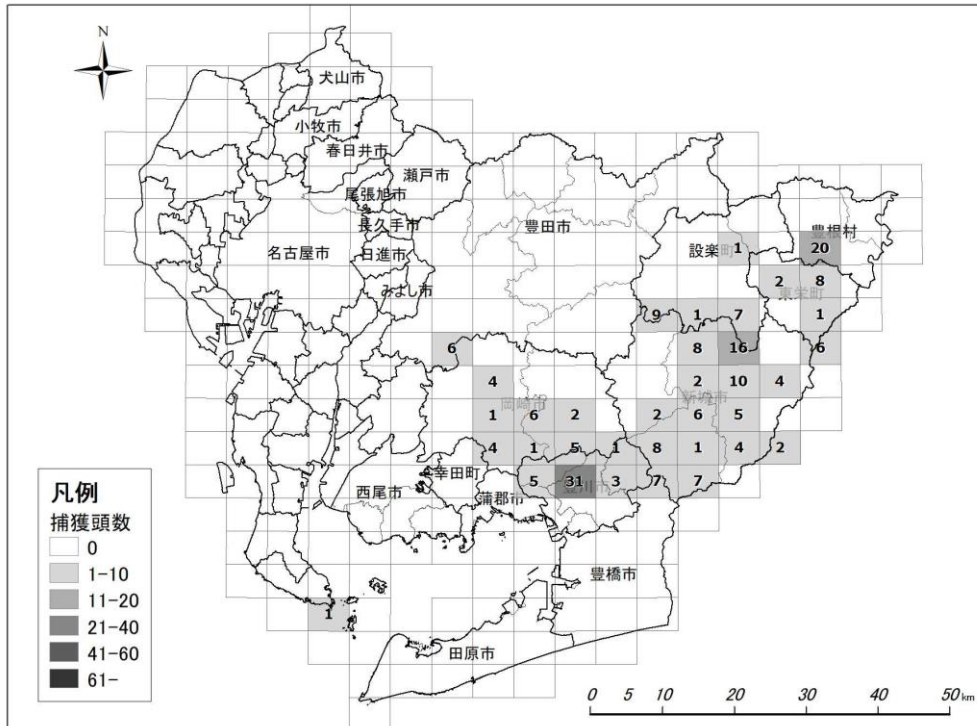


図5 愛知県における捕獲分布図 (R3 年度)

町内の個体数調整による捕獲数を表3に示す。

設楽町は全域が生息域とされるが、南部地域（神田平山地域・清嶺地域）に群れが分布していることから、捕獲もこの地域に集中している。

近年、捕獲頭数が増加していることから生息数も増加傾向にあると推測する。

表3 設楽町における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	9	2	0	1	0(0)
		罾	7	1	5	10	17	10(4)
津具地区	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	0	0	1	0	0	0(0)
		罾	2	0	0	0	0	4(2)

※ R05は年度途中のため、年度見込みと、()内に捕獲実績(4月～9月まで)を記載現時点では、群れ単位での捕獲は実施していない。

イ 被害防除に係る対策

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策としてロケット花火による追い払い、網や電気柵等の設置、環境管理として草刈り、未収穫農作物の回収等が各々の地域の状況に応じて実施されている。

平成20年度からは、東三河農業共済組合から貸与を受けたモデルガンおよび、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業により購入したモデルガンを、希望のあった地域へ配付し、ニホンザルが出没した際に、地域で追い払う事業を展開している。

また、下流域の漁業協同組合で不用となった、のり網や魚網を町が譲り受け、町内の各地域において獣害対策用のネットとして活用している。

設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金として鳥獣の農地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防御柵等（電気柵等）に要する経費の一部を補助している。

表4 設楽町における防除対策の実施状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	追払い・ 追上げ	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)	実施 (忌避剤)
津具地区	防護ネット	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	防護柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	電気柵	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	追払い・ 追上げ	—	—	—	—	—	—
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—

表5 設楽町農林水産物鳥獣害対策事業補助金制度の利用状況（単位 件数：件 金額：千円）

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05(見込)
補助件数	27	10	9	18	11	7	16	16
補助金額	1,090	339	243	683	417	215	637	640

ウ 生息環境管理に係る対策

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンザルの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、ニホンザルの好適な生息環境となり、分布域の拡大につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することでニホンザルの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、ニホンザルが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げること、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

表6 設楽町における生息環境管理対策の実施状況

		H30	R1	R2	R3	R4	R5 (見込)
設楽地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—
津具地区	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	その他 (内容)	—	—	—	—	—	—

(5) 評価

現在のところ、網による防除ではほとんどの地域で「効果有り～かなり効果あり」との意見が出されており、銃及びわなによる捕獲も一定の効果はあると認識されているようである。

また、モデルガンによる追い払いについても「出沒日数が減った」との意見が寄せられているが、これについては、木の実のなり具合などの自然状況や、モデルガンに対する慣れなどもあるため数年間は状況を静観する必要がある。

効果が最も高いと考えられる電気柵においては、コスト面での課題が大きく、局地的な対策となっているため、地域全体としての対策には至っていない。また漏電等に対する管理面も農業従事者の高齢化とともに負担が増している。

防除対策として、当地域における導入はみられないが、電気柵と網を組み合わせたものなどが普及しつつあるため、これら様々な対策の検討を行いながら対策の導入や防除に係る課題解決など、行政、諸団体、地域間の連携が重要となる。

表7 設楽町における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策			
		銃	罠	防護ネット	防護柵	電気柵	その他 (内容)
設楽地区	減少傾向	○	○	○	◎	◎	○ (モデルガン) (ロケット花火)
津具地区	—	—	—	—	—	—	—

	被害防除対策		生息環境管理対策		
	追い払い・ 追上げ	その他 (内容)	藪の 刈り払い	未回収農作物 の回収	その他 (内容)
設楽地区	○	△	○	○	—
津具地区	—	—	—	—	—

※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「－」を記載する。

6 管理の目標

(1) 群れ単位での管理

サルは群れ単位での管理を基本としているため、愛知県では市町村単位でのエリア区分は行っていない。

設楽町においても、その考え方を踏まえ、最終的には群れ単位での管理を目標とする。現状では、群れの分布状況や加害レベルについて不明なことが多いため、群れの分布状況の把握や加害レベルを判定する根拠となる情報（集落への出没頻度、出没規模、被害の発生状況等）の収集に努めることとする。現時点では、現在発生している被害に対し、捕獲や防除対策等の対策を実施することで、農作物等への被害を防止する。

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
群れの加害レベルの減少	加害レベル（出没頻度、出没規模、人への反応、集落への加害状況、生活環境被害）
農業被害等の未然防止又は減少	農業被害額 市町村被害防止計画の達成状況
分布の拡大防止及び縮減	群れが分布する市町村数

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、群れ単位での管理を基本としている。

(2) 捕獲計画（市町村単位）

ニホンザルは非狩猟対象鳥獣であることから、通年に亘る個体数調整の実施が重要である。

県の特定計画には「加害群を対象とし、群れ単位での目標頭数を設定する」と記載されている。本町には前述の分布図のとおり数個の群れが存在すると推定されており、県の調査によると群れの加害レベルは2～3と推計されている。

しかし、町内に存在するニホンザルの群れは移動し、どの地域に定着しており、どの群れが農作物被害を起こしているのか判明していないことから、群れ単位での捕獲目標の設定は困難である。よって、捕獲目標については町全体で被害防止

計画に記載の年間 25 頭を目標数とし設定する。

表 8 設楽町における令和 6 年度の捕獲計画（案）

	捕獲手法別		合計
	銃	罠	
設楽地区	5	20	25
津具地区	—	—	—

（3）捕獲計画（群れ単位）

現時点では、設楽町における群れの分布状況及び加害レベルが不確かであることから、群れ単位での捕獲目標は設定しないこととする。

（4）計画を達成するために実施する対策

加害個体を中心とした捕獲を実施し、捕獲従事者に対し報奨金の交付や狩猟免許取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。

集落における捕獲を強化し、特に農地付近の捕獲及び被害発生地域の情報を捕獲者と教習し、捕獲率向上を促進する。

8 被害防除対策に関する事項

（1）実施計画

ニホンザルの捕獲に加え、被害防除対策としてロケット花火による追い払い、網や電気柵等の設置、環境管理として草刈り、未収穫農作物の回収等が各々の地域の状況に応じて実施されている。

平成 20 年度からは、東三河農業共済組合から貸与を受けたモデルガンおよび、新城・北設広域鳥獣害対策協議会における鳥獣被害防止総合対策事業により購入したモデルガンを、希望のあった地域へ配付し、ニホンザルが出没した際に、地域で追い払う事業を展開している。

また、下流域の漁業協同組合で不用となった、のり網や魚網を町が譲り受け、町内の各地域において獣害対策用のネットとして活用している。

今後も上記の対策を継続し、関係機関と連携していく。

表 9 設楽町における令和 6 年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策				
	防護ネット	防護柵	電気柵	追い払い・追上げ	その他（内容）
設楽地区	実施	実施	実施	実施	実施（忌避剤）
津具地区	実施	実施	実施	—	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

捕獲従事者に対し報奨金の交付に加え、鳥獣の農地等への侵入を防止するため、農林水産業を営む者が設置する鳥獣害防御柵等（電気柵等）に要する経費の一部を補助していく。

関係機関と連携し最適な防除対策を講じていく。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

森林の管理者は、生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理を行うことにより、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。これにより、森林でのニホンザルの生息可能な環境が整備される。

人が手入れしなくなった里山は、ニホンザルの好適な生息環境となり、分布域の拡大につながることから、地域住民及び土地管理者等は里山の積極的な利活用を図り、人の出入りの活性化を促進することでニホンザルの定住しにくい環境に移行させる必要がある。

農地及び集落周辺における耕作放棄地及び藪・雑草等は、ニホンザルが農地等へ侵入する際の隠れ場となるため、土地管理者及び農家は刈り払い等の適正な管理に努める。また、農地の未収穫物、人家周辺の生ゴミ等はニホンザルの食物となり、ニホンザルを誘引するため農家及び地域住民等は適切に処分する。

これらの環境整備により、農地及び集落への侵入を困難にし、餌場としての魅力を下げること、人の生活圏とニホンザルの行動圏との分離に努める。

表 10 設楽町における令和6年度の生息環境管理対策の実実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
設楽地区	実施	実施	—
津具地区	実施	実施	—

(2) 計画を達成するために実施する対策

草刈り、未収穫農作物や生ゴミの撤去など、ニホンザルを寄せ付けない環境管理は、被害者及びその代弁者と地域住民が一体となって地域全体で行う。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。

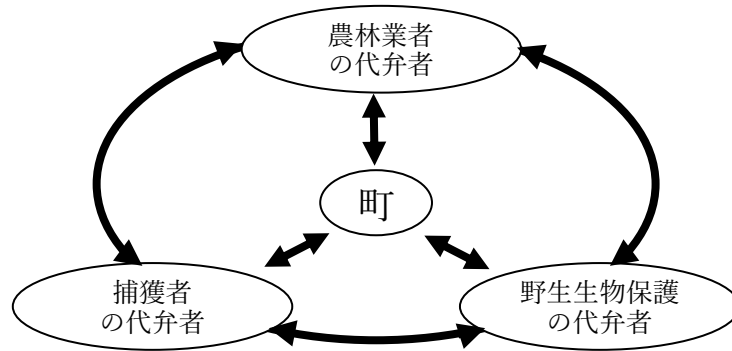


図6 計画作成の協議イメージ

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。

(2) 市街地出没への対応

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

ハナレザル等の突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて周辺住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動ルートの遮断も検討する。

市街地の環境や人に慣れた個体や群れが出没する場合は、加害レベルに応じて、追い払いや追い上げ、又は捕獲による除去を検討する必要がある。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により周辺住民の安全を確保した上で実施する。サルについては、捕殺に限らず、場合によっては麻酔による捕獲を実施する。麻酔銃による捕獲の場合は、鳥獣保護管理法第38条の2の住居集合地等での麻酔銃猟の許可を、吹き矢による麻酔の場合は、鳥獣保護管理法第37条の危険猟法の許可を取得したうえで行う。

また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に

係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

わなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

サルの捕獲に関しては、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲と比べて、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性は低いと考えられる。

ただし、大型捕獲檻を使用する場合、これらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起こらないよう、自動撮影カメラによる事前調査を実施するなど、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等への配慮を検討する。また、これらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、警察、狩猟者団体と連携した連絡、対応体制を整備に努める。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 感染症への対策

ニホンザルが関係する人獣共通感染症のうち、捕獲作業等によるニホンザルの接触で注意すべき感染症として、ニホンザルの唾液・血液等の飛沫が人の目や口の粘膜に入ることによって感染するBウイルス病がある。

このため、これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

ニホンザルの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。捕獲事業の実施主体である行政機関は、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。